

個人情報の第三者提供事業等の実態調査（結果概要）について

1. 背景

改正個人情報保護法において、オプトアウト手続を行う事業者の委員会への届出義務、第三者提供時の確認・記録義務に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、いわゆる名簿等販売事業者等に関する実態調査を実施した。

2. 名簿等販売事業者（届出事業者に対するヒアリング）

- ・ 設立後 20 年以上の事業者が多く、従業員は 2～20 名程度、年間売上高は数百万円～1 億円程度、数千万件～1 億件の個人データを基に顧客ニーズに応じたリストを提供している。
- ・ 主な取得元は、過去の住民基本台帳、同業者、同窓会名簿等、主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産・金融業等である。
- ・ 同業者間取引が行われているほか、名簿販売事業者と購入者の仲介を行う「ブローカー」が存在する。業界団体としては特定非営利法人日本個人データ保護協会が存在する。

3. 名簿等販売事業者における業務状況（同上）

- ・ 適正取得を前提として、住民基本台帳の閲覧禁止（2006 年）以降、新規の個人情報の入手は（公開情報を除き）困難となっており、当該台帳情報の利用価値がなくなれば、多くの名簿販売事業の継続は難しくなる傾向にある【参考：個人情報の入手環境の変遷】。
- ・ 個人情報保護法改正の影響及び同法の履行状況（法改正影響、適正取得、確認・記録義務、消費者対応）は【別紙】のとおりであるが、3分の1程度の事業者においてはおおむね適切な取扱いがなされていることが確認された。

4. 名簿等を利用する一般事業者（アンケート）

- ・ 過去 1 年間に名簿事業者を利用したことがあると回答したのは僅か 2 社のみであった（※ サンプル数が少ないためあくまで参考）。
- ・ 購入形態は電子ファイルでの購入、購入情報はおおむね基本 4 情報（氏名、住所、生年月日、電話番号）、年間購入回数は 1～10 回程度、1 回当たりの購入個人情報量は 10,000～50,000 件（金額にして 10～50 万円）程度であった。

【注】国民生活センターの協力を得て苦情相談状況を分析した結果、以下の点が確認された。

- ・ 相談件数は、ベネッセ事件が発生した 2014 年を除き、2007 年度以降減少傾向にある。
- ・ 苦情内容は、同意のない個人情報が流通していることに対するものが多い。
- ・ 一般事業者には問い合わせるが、名簿事業者への問合せを躊躇する傾向がある。

5. 今後の対応

- ・ 本実態調査の結果を踏まえ、名簿取扱事業者、名簿等を取り扱う一般事業者及び一般消費者向けに注意喚起を行うとともに、未届事業者に対する届出指導、届出事業者に対する確認・記録義務の履行等に関する指導を実施する。

1. 個人情報保護法改正による影響

- ・法改正の影響（オプトアウト届出、確認記録義務等）や新データの入手経路の縮小により、総じて事業環境は厳しい状況となっている（廃業や別の事業形態を検討する事業者も一部存在する）。
- ・届出により（未届事業者に比べ）信用力が増したとする事業者も一部存在する。
- ・個人情報の入手が困難になっており、一定の年齢層をターゲットとする DM 用個人データが販売できなくなりつつある。
- ・個人情報の入手がますます困難になる中、個人情報を自ら保有しない又は個人情報の第三者提供に該当しない事業形態を模索する事業者も一部存在する。

2. 適正取得（法第 17 条関係）

- ・住民基本台帳の閲覧禁止以降、新規の個人情報の入手は非常に困難である。
- ・入手経路の適正性が確認できない場合には取得しない事業者も一部存在する。

3. 確認・記録義務の履行状況（法第 25～26 条関係）

- ・第三者提供を受ける際の確認義務について、3分の1程度の事業者が契約書の締結や本人確認書類の受領により適正な取得経緯であることを確認しているが、相手方に不信感を与える等の理由で確認を行わない事業者も一部存在する。
- ・また、記録義務について、データベースに入手経路等を記載している事業者もいるが、記録していない事業者も一部存在する。請求書や依頼書を発行・管理することにより年月日や氏名は記載されているものの、必要な個人データ項目を記録していない事業者が約半数存在する。
- ・第三者提供する際の記録義務については、請求書等に通常記載される事項で対応がなされている場合が多いほか、誓約書を締結する事業者も一部存在する。なお、提供先に関する確認義務は課されていないものの、3分の1程度の事業者が利用目的等の確認を行っている。

4. 消費者対応（開示、訂正、利用停止請求等）（第 28～30 条関係）

- ・近年、問合せや苦情は減少傾向にあるが、対応に時間を要するものが増えている。
- ・一般事業者（顧客）が個人からの苦情に対応しきれない場合に、名簿等販売事業者に問合せが回されるケースが3分の1程度存在する。
- ・削除依頼については、削除後の再登録リスクがあるため、「削除」ではなく「利用停止」としている事業者が一部存在する。
- ・入手経路の問合せに対して、仕入先名を回答しない事業者が一部存在する。

（以上）

個人情報入手環境の変遷

